

業務概要

令和3年度作成

宮崎県中央福祉こどもセンター
(宮崎県中央児童相談所)

宮崎県南部福祉こどもセンター
(宮崎県都城児童相談所)

宮崎県北部福祉こどもセンター
(宮崎県延岡児童相談所)

児 童 憲 章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

はじめに

児童虐待相談の対応件数は年々増加傾向にあり、令和2年度の本県の三つの児童相談所における対応件数は1,883件となり、過去最多となった昨年度(1,953件)を若干下回ったものの過去二番目となり、依然として高い水準となっています。

全国的に見ると、虐待により子どもの生命が奪われるなど重大な事件が後を絶たないことから、国は令和元年6月に「児童虐待防止対策におけるルールの徹底について」を、同年9月には「同ルールの更なる徹底について」を各自治体に通知し、児童相談所等における児童の安全確保、警察との連携、リスクアセスメントや関係機関の情報共有などの取組の徹底を求めています。

また、令和2年4月には「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、保護者等による体罰を禁止するほか、児童相談所の体制強化等が図られることになりました。

一方、令和元年度末から新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、学校休校措置、外出自粛等が行われる中で、子どもの見守り機会が減少することによる、児童虐待リスクの高まりも懸念されることから、国は、「子どもの見守り強化アクションプラン」の実施を令和2年4月に公表し、地域の様々なネットワークを活用した見守り体制の強化を行ったところです。

児童相談所は、児童虐待への対応や知的障がい児・者支援、子どもの貧困問題など、多様なニーズへの対応が求められています。本県の児童相談所としては、体制整備や専門性を高めるための取組を進めるとともに、市町村などの関係機関との連携をより一層強化し、今後とも児童家庭福祉に関する専門的な知識や技術を有する相談・支援機関として、児童の健全育成に取り組んでいきたいと考えています。

本概要は、令和2年度の本県の児童相談所及び知的障がい者の相談援助活動の実績を取りまとめたものであり、今後の相談業務の現状理解に広く役立てていただくと幸いです。

令和4年2月

宮崎県中央福祉こどもセンター所長	穴見 誠
宮崎県中央児童相談所所長	寺原美保子
宮崎県南部福祉こどもセンター所長	川越正敏
宮崎県都城児童相談所所長	飛鳥井祐二
宮崎県北部福祉こどもセンター所長	鎌田伸次
宮崎県延岡児童相談所所長	東原擁慈

目 次

第1章 児童相談所の概要

1. 児童相談所管轄区域の状況	1
2. 児童相談所管内の人口、児童数の状況	2
3. 児童相談所の組織	3

第2章 児童相談所の業務

1. 業務概要	4
2. 対象児童及び相談内容	5
3. 業務系統図	6
4. 援助の種類	7

第3章 相談業務の概要と状況

1. 相談業務の概要	8
2. 令和2年度の状況	8

第4章 業務統計

1. 児童相談所別・年度別相談受付件数の推移	1 2
2. 児童相談所別・相談種別受付の状況	1 3
3. 児童相談所別・経路別受付の状況	1 4
4. 児童相談所別・処理種別処理の状況	1 4
5. 相談種別・経路別受付の状況	1 5
6. 相談種別・処理種別処理の状況	1 6
7. 年齢別受付の状況	1 7
8. 調査・診断・心理療法・カウンセリング等の状況	1 8
9. 養護相談の理由別処理の状況（虐待相談の処理状況）	1 9
10. 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査並びに事後指導実施の状況	2 2

11. 一時保護の状況	2 3
12. 一時保護児童の相談種別・処理別の状況	2 3
13. 里親の状況	2 4
14. 里親委託並びに措置解除・変更の状況	2 4
15. 市町村別相談受付件数	2 5

第5章 知的障がい児（者）の相談

1. 知的障がい児（者）の福祉及び管轄区域	2 6
2. 業務実績	2 7
3. 療育手帳所持者に対する援助措置	3 0

第 1 章

児童相談所の概要

1 児童相談所管轄区域の状況



※管内人口は令和2年10月1日現在

2 児童相談所管内の人口、児童数の状況

市町村	人口等	人 口	18歳未満児童数	小 学 生	中 学 生
中央 児 童 相 談 所	宮 崎 市	397,482	65,622	23,106	11,970
	日 南 市	50,229	7,294	2,549	1,309
	西 都 市	28,719	4,170	1,515	745
	国 富 町	18,476	2,584	913	452
	綾 町	6,875	1,152	454	199
	高 鍋 町	20,103	3,157	1,132	530
	新 富 町	16,475	2,713	987	453
	西米良村	988	159	71	21
	木 城 町	4,896	910	331	146
	川 南 町	15,220	2,388	883	454
	都 農 町	9,996	1,522	527	239
	計	569,459	91,671	32,468	16,518
都 城 児 童 相 談 所	都 城 市	160,126	26,904	9,443	4,640
	小 林 市	43,298	6,547	2,274	1,143
	串 間 市	16,869	2,313	883	394
	えびの市	17,637	2,390	888	455
	三 股 町	25,434	5,189	1,937	837
	高 原 町	8,554	1,173	446	217
	計	271,918	44,516	15,871	7,686
延 岡 児 童 相 談 所	延 岡 市	118,178	18,141	6,431	3,241
	日 向 市	59,505	9,816	3,413	1,677
	門 川 町	17,375	2,852	1,025	481
	諸 塚 村	1,466	189	59	34
	椎 葉 村	2,513	351	125	57
	美 郷 町	4,656	504	191	78
	高千穂町	11,676	1,646	556	288
	日之影町	3,567	462	161	86
	五ヶ瀬町	3,446	893	150	65
	計	222,382	34,854	12,111	6,007
合 計	1,063,759	171,041	60,450	30,211	

注) 人口及び18歳未満児童数は宮崎県統計調査課「宮崎県の推計人口(令和元年10月1日現在)」による。
小学生及び中学生は令和元年度学校基本調査(令和元年10月1日現在)による。

3 児童相談所の組織

令和3年4月1日現在

中央福祉こどもセンター（中央児童相談所）	<p> 副 所 長（総括）——総務課長——総務企画担当リーダー——事務職員 6 <small>（副所長（総括）が兼務）</small> </p> <p> 所長 <ul style="list-style-type: none"> こども相談第一課長 <ul style="list-style-type: none"> 相談支援担当リーダー 2（第一担当、第二担当） <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 8 <small>〈第一:3 第二:5〉</small> 保健師 1 児童相談法務専門員 2 (2) 児童虐待通告対応協力員 1 (1) 児童虐待対策指導官 1 判定療育担当リーダー <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 6 受付相談員 3 (1) 心理判定相談員 1 (1) 障がい等援助協力員 1 (1) 嘱託医 3 (3) こども相談第二課長 <ul style="list-style-type: none"> 相談支援担当リーダー 3 <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 11 <small>〈第三:4 第四:4 第五:3〉</small> 児童指導員 8 (6) 保育士 2 (2) 一時保護担当リーダー <ul style="list-style-type: none"> 心理療法担当職員 1 (1) 一時保護所学習生活指導員 1 (1) 調理員 2 (2) 副 所 長（児童担当）（中央児童相談所所長） </p>
南部福祉こどもセンター（都城児童相談所）	<p> 副 所 長（総括）——総務課長——総務企画担当リーダー——事務職員 3 <small>（副所長（総括）が兼務）</small> </p> <p> 所長 <ul style="list-style-type: none"> 相談支援担当リーダー 3（第一担当、第二担当、第三担当） <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 10 <small>〈第一:4 第二:3 第三:3〉</small> 受付相談員 2 保健師 1 心理判定相談員 1 (1) 児童虐待対応協力員 1 (1) 判定・一時保護担当リーダー <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 4 保育士 1 (1) 児童指導員 7 (6) 心理療法担当職員 1 (1) 一時保護所学習生活指導員 1 (1) 調理員 2 (2) 嘱託医 2 (2) 副 所 長（児童担当）（都城児童相談所所長） </p>
北部福祉こどもセンター（延岡児童相談所）	<p> 副 所 長（総括）——総務課長——総務企画担当リーダー——事務職員 3 <small>（副所長（総括）が兼務）</small> </p> <p> 所長 <ul style="list-style-type: none"> 相談支援担当リーダー 2（第一担当、第二担当） <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉司 5 <small>〈第一:2 第二:3〉</small> 受付相談員 2 保健師 1 心理判定相談員 1 (1) 児童虐待対応協力員 1 (1) 判定・一時保護担当リーダー <ul style="list-style-type: none"> 児童心理司 3 保育士 1 (1) 児童指導員 7 (6) 心理療法担当職員 1 (1) 一時保護所学習生活指導員 1 (1) 調理員 2 (2) 嘱託医 4 (4) 副 所 長（児童担当）（延岡児童相談所所長） </p>

注) ()内の数字は会計年度任用職員等の再掲を表す。

第 2 章

児童相談所の業務

1 業務概要

児童相談所は、児童福祉法第12条の規定に基づく児童福祉のための専門機関であって、主として次の業務を行っている。

- (1) 市町村の業務（※）の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
- (2) 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (3) 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- (4) 児童及びその保護者につき、上記の調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導、その他必要な指導を行うこと。
- (5) 児童の一時保護を行い、また適当な者に一時保護を委託すること。
- (6) 児童を児童福祉施設に入所させ、または里親に委託してその福祉を図ること。
- (7) 遠隔地等の児童の相談に応ずるため、定期及び随時の巡回相談を行うこと。
- (8) 児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

※市町村が行う業務については、児童福祉法第10条第1項において次のように規定されている。

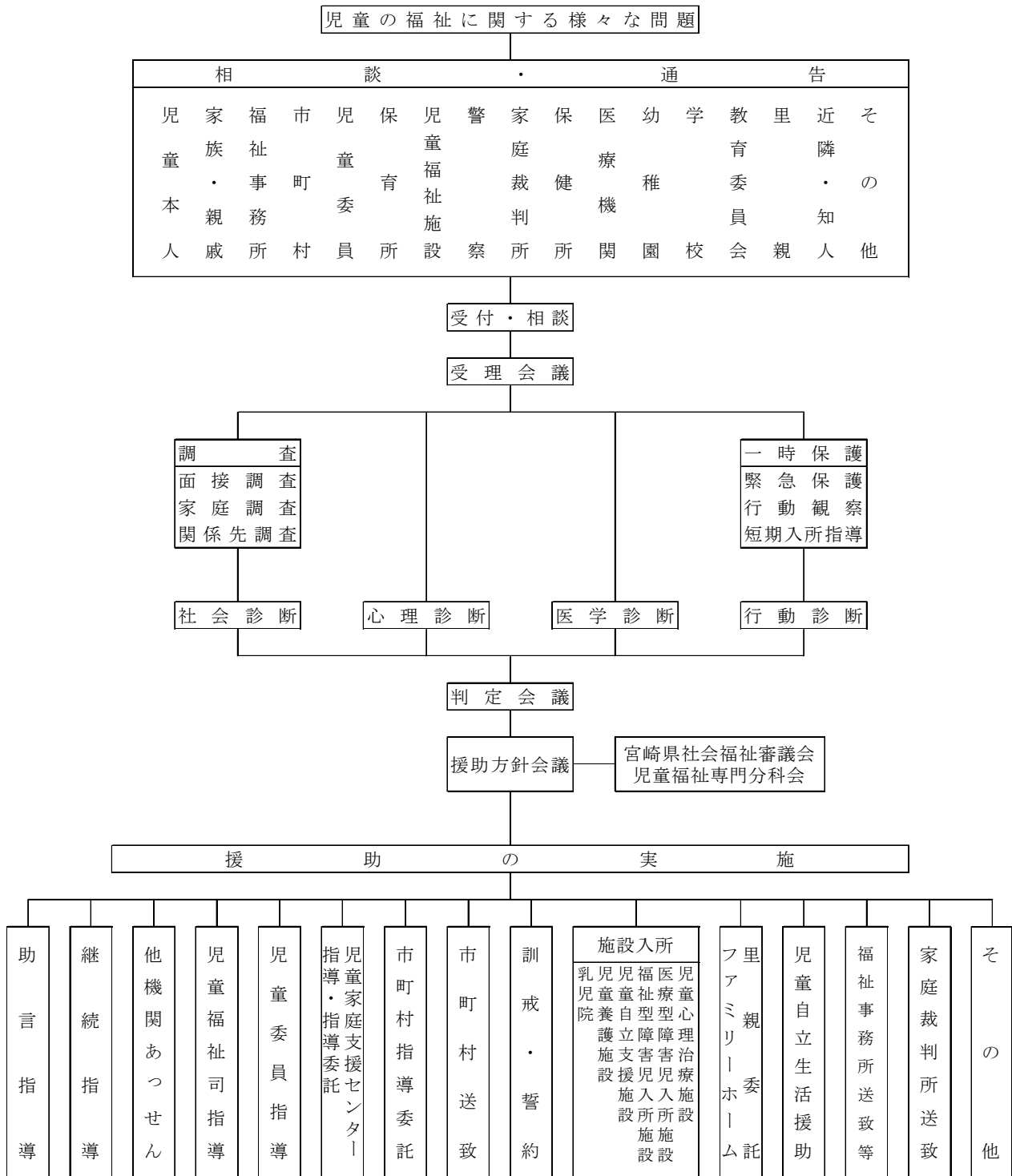
- (1) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- (2) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- (3) 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

2 対象児童及び相談内容

児童相談所では、18歳未満の全ての児童を対象とし、児童の福祉や健全育成に関するさまざまな相談に応じている。児童相談所で区分している相談内容は次のとおりである。

養護相談		父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、虐待を受けた児童、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
保健相談		未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談。
障がい相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談。
	言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいのある児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談。言葉の遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合には該当する種別に分類する。
	重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	知的障がい相談	知的障がい児に関する相談。
	発達障がい相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の児童に関する相談。
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為、もしくは飲酒、喫煙等の問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと思料されても警察署から児童福祉法第25条による通告のない児童に関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着かない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある児童に関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

3 業務系統図



4 援助の種類 児童相談所が、児童・保護者に対して行う援助は次のとおりである。

助 言 指 導	1回ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供を行うこと。
継 続 指 導	複雑困難な問題を抱える児童・保護者を通所させ、あるいは必要に応じて訪問などの方法により継続的にソーシャルワーク、カウンセリング・心理療法等を行うこと。
他 機 関 あ つ せ ん	児童相談所で相談・指導を行うより、保健所・医療機関・教育相談所等の他機関に相談した方がよいケースを、該当機関にあつせん・紹介すること。
児 童 福 祉 司 指 導	複雑な家庭環境に起因する問題を有する児童等で、長期にわたる継続的な指導を必要とするものに対し、児童福祉司が、家庭や学校等を訪問し、あるいは通所などの方法により専門的な指導を行うこと。
児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、家族間の人間関係調整や経済的支援により解決すると思われるケースの指導を児童委員に依頼すること。
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 導 委 託	児童家庭支援センターの職員に指導させる又は、児童家庭支援センターに指導を委託すること。
市 町 村 指 導 委 託	養育支援等の指導を市町村に委託すること。
市 町 村 送 致	児童や保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から児童の身近な場所である市町村による指導が適当な場合に、市町村へ送致し指導するもの。
訓 戒 ・ 誓 約	非行相談において、再びあやまちを犯さぬよう注意をし、約束させることによって問題の再発を防止する。
児 童 福 祉 施 設 入 所	家庭養護のできない児童や障がいのある児童等を児童福祉施設に入所させて必要な指導、療育訓練等を行うこと。
指 定 医 療 機 関 委 託	独立行政法人国立病院機構等の設置する医療機関で厚生労働大臣の指定するものに肢体不自由児・重症心身障がい児（者）の療育を委託すること。
里 親 委 託	里親・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に、養護児童等家庭養護に欠ける児童の養育を委託すること。
児 童 自 立 生 活 援 助	いまだ社会的自立ができていない20歳未満の子ども及び大学等に就学中で、満20歳から満22歳までの間にある子どもの、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行う。
福 祉 事 務 所 送 致 〔社会福祉主事又は知的障がい者福祉司の指導〕	問題が貧困その他の環境の悪条件等によるものや知的障がいに関するもので、社会福祉主事や知的障がい者福祉司による指導が適当な場合に、福祉事務所に送致し指導すること。
家 庭 裁 判 所 送 致	非行相談について家庭裁判所の審判に付することが適当であるとして、家庭裁判所に送ること。
そ の 他	上記以外の処置によるもの。

第 3 章

相談業務の概要と状況

1 相談業務の概要

(1) 相談受付件数の推移

- ① 令和2年度の相談受付件数は4,242件と、令和元年度の4,634件と比較して392件減少している。これは障がい相談が前年度の1,731件と比べて261件減少したことが主な要因と考えられる。
- ② 相談種別で見ると児童虐待相談を含む養護相談が2,150件と最も多く、相談受付件数の約51%を占め、次いで、障がい相談が1,470件、育成相談が326件となっている。
- ③ 養護相談のうち児童虐待相談の受付件数は1,883件と、前年度の1,959件と比べて76件減少している。
- ④ 非行相談は平成25年度以降、減少傾向が続いていたが、令和元年度の113件(2.4%)と比較して、令和2年度は104件(2.5%)とほぼ横ばいの状態である。

(2) 経路別相談件数の推移

- ① 家族・親戚からの相談は1,712件、全体の約4割(40.4%)と依然として高い割合を占めている。
- ② 警察・家庭裁判所からの相談が918件と、前年度の835件から83件増加した。
- ③ 児童福祉施設・里親からの相談が310件と、前年度の319件から9件減少した。

2 令和2年度の状況

(1) 相談種別・処理種別処理の状況

- ① 1回ないし数回の助言、指示、説得等で終結する「助言指導」が3,560件(83.5%)と最も多くなっている。これは全ての相談件数の約35%(34.6%)を占める障がい相談において、療育手帳判定や発達検査等の相談が主体であるためである。
- ② 在宅指導である「継続指導」及び「児童福祉司指導」は398件(9.3%)であった。
- ③ 受付件数と処理件数に差異が生じるのは、前年度の未処理案件を当該年度に処理していること、また、翌年度処理となる案件があることに加えて、1件につき複数の処理をしている案件があるためである。

(2) 年齢別受付の状況

- ① 虐待を除く養護相談は267件で、そのうち0歳から6歳までの乳幼児が86件の約32%を占めている。反面、16歳以上も104件の約39%を占めている。また、虐待相談は13歳以上は年齢が上がるに従って少なくなっているものの、0歳から12歳まではどの年齢階層にもほぼ均等に3桁の相談を受けている。
- ② 障がい相談のうち、言語発達障がい等相談については、未就学年齢のみである。知的障がい相談は、就学前、小学校卒業前と中学校3カ年など、就学や進学、就職を前にして相談が多くなる傾向にある。
- ③ 非行相談は、13歳から15歳までの中学生相当の児童が多く、不登校相談については、12歳から15歳までの小学校高学年から中学生相当の児童に集中している。

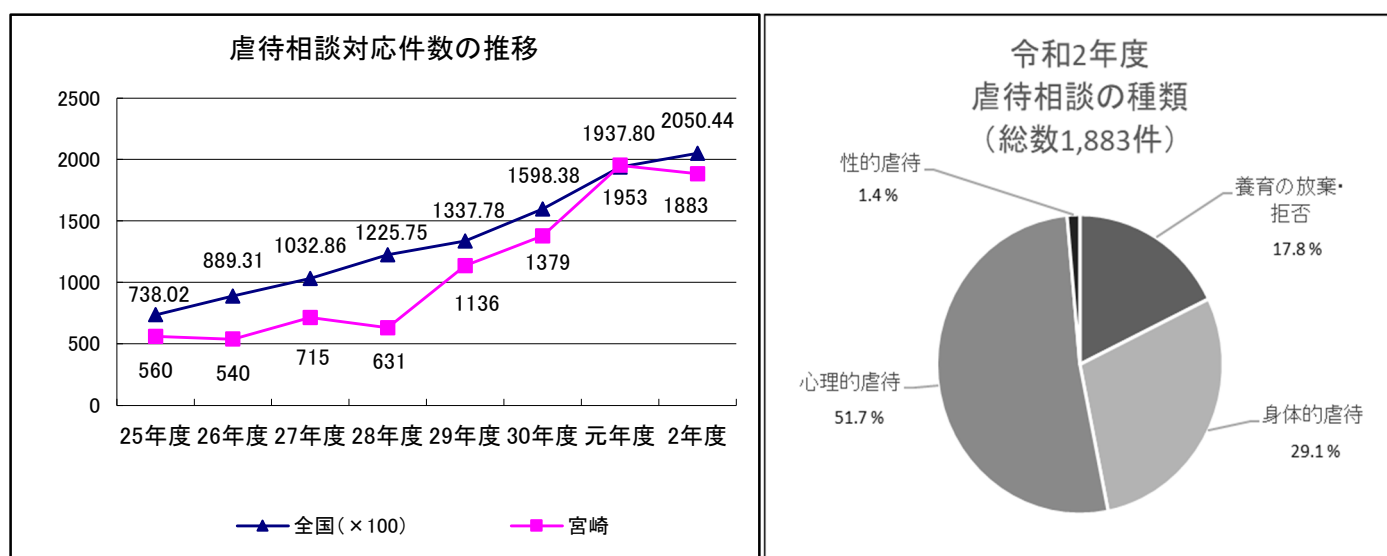
(3) 虐待相談の状況

虐待相談対応件数は、平成29年度1,136件、平成30年度1,379件、令和元年度1,953件と増加傾向にあったが、令和2年度は1,883件と70件減少している。

令和2年度の虐待相談は、養護相談のうち約88%を占めており、虐待の相談種別では「心理的虐待」が974件（虐待相談の約51.7%）、次いで「身体的虐待」が547件（虐待相談の約29.1%）、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」335件（虐待相談の約17.8%）、「性的虐待」が27件（虐待相談の約1.4%）となっている。

経路別（20ページ）で見ると、「警察等」が830件と最も多く、虐待相談の約44%を占めており、前年度の741件から89件増加している。

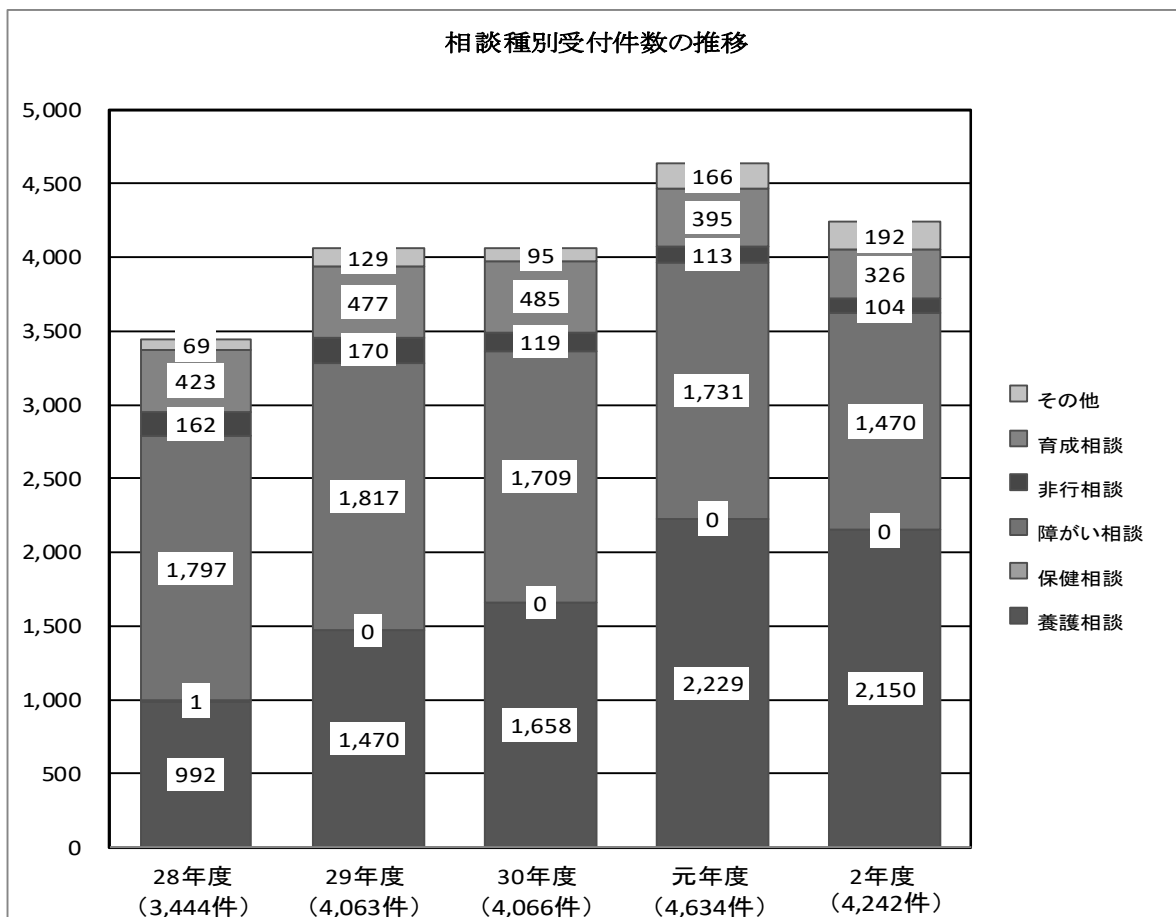
受付の状況でみると、被虐待児の年齢構成では、未就学年齢児（0～6歳）が883件（約46.9%）と最も多く、次いで小学生年齢児（7～12歳）の684件（約36.3%）、中学生以上（13歳以上）は316件（約16.8%）となっている。



(表1) 相談種別受付件数の推移

(上段:件、下段:%)

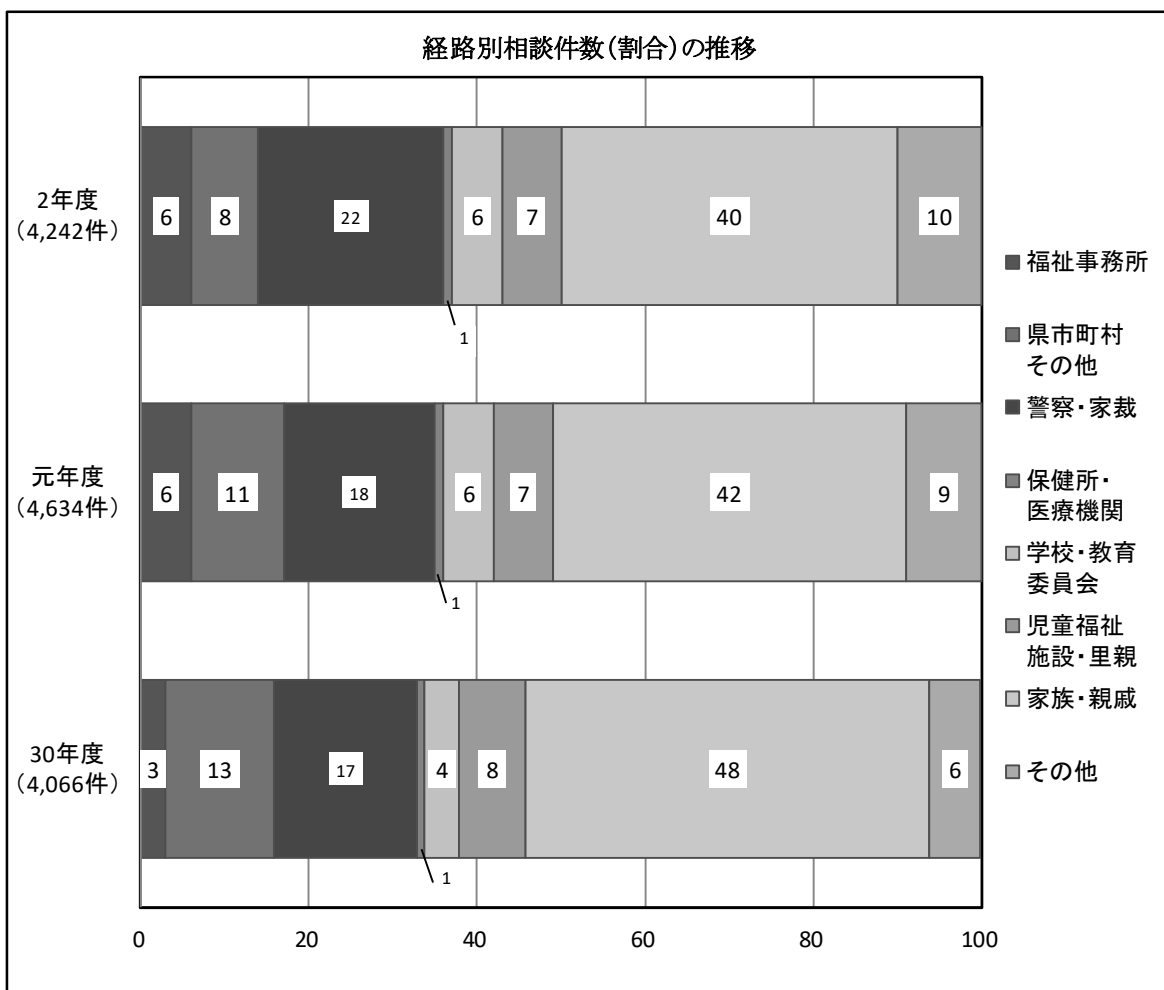
相談種別	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
養護相談	992	1,470	1,658	2,229	2,150
	28.8%	36.2%	40.8%	48.1%	50.7%
保健相談	1	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
障がい相談	1,797	1,817	1,709	1,731	1,470
	52.2%	44.7%	42.1%	37.4%	34.6%
非行相談	162	170	119	113	104
	4.7%	4.2%	2.9%	2.4%	2.5%
育成相談	423	477	485	395	326
	12.3%	11.7%	11.9%	8.5%	7.7%
その他	69	129	95	166	192
	2.0%	3.2%	2.3%	3.6%	4.5%
合計	3,444	4,063	4,066	4,634	4,242
	100%	100%	100%	100%	100%



(表2) 経路別相談件数の推移

(上段：件、下段：%)

経路別	都道府県市町村			警察 家庭裁判所	保健所 医療機関	学校 教育委員会 幼稚園	児童福祉 施設・里親	家族 親戚	その他
	福祉事務所	児童委員	その他						
28年度	100	1	480	198	31	110	334	1,970	220
3,444 件	2.9%	0.0%	13.9%	5.7%	0.9%	3.2%	9.7%	57.2%	6.4%
29年度	114	0	504	772	32	137	296	1,982	226
4,063 件	2.8%	0.0%	10.5%	18.3%	0.8%	3.4%	7.0%	48.8%	8.4%
30年度	132	3	523	700	30	143	321	1,955	259
4,066 件	3.2%	0.1%	12.8%	17.2%	0.8%	3.5%	7.9%	48.1%	6.4%
元年度	269	0	530	835	32	310	319	1,942	397
4,634 件	5.8%	0.0%	11.4%	18.0%	0.7%	6.7%	6.9%	41.9%	8.6%
2年度	256	0	344	918	23	254	310	1,712	425
4,242 件	6.0%	0.0%	8.1%	21.6%	0.5%	6.0%	7.4%	40.4%	10.0%



第 4 章

業 務 統 計

1 児童相談所別・年度別相談受付件数の推移

令和2年度

(単位 件)

児童相談所別 年度別 相談種別		中 央			都 城			延 岡			合 計		
		平30	令元	令2	平30	令元	令2	平30	令元	令2	平30	令元	令2
養 護	児 童 虐 待	737	1,113	888	385	536	624	252	310	371	1,374	1,959	1,883
	そ の 他	158	165	159	61	69	67	65	36	41	284	270	267
	小 計	895	1,278	1,047	446	605	691	317	346	412	1,658	2,229	2,150
保 健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障 が い	肢 体 不 自 由	5	6	8	3	1	3	4	5	4	12	12	15
	視 聴 覚 障 が い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言 語 発 達 障 が い 等	1	2	0	5	5	0	33	15	1	39	22	1
	重 症 心 身 障 が い	1	0	4	2	3	1	0	1	1	3	4	6
	知 的 障 が い	722	803	636	455	420	370	335	296	296	1,512	1,519	1,302
	発 達 障 が い	97	83	78	45	56	42	1	35	26	143	174	146
	小 計	826	894	726	510	485	416	373	352	328	1,709	1,731	1,470
非 行	ぐ 犯 行 為 等	38	33	30	23	24	22	15	23	20	76	80	72
	触 法 行 為 等	20	11	8	2	3	6	21	19	18	43	33	32
	小 計	58	44	38	25	27	28	36	42	38	119	113	104
育 成	性 格 行 動	106	93	71	56	47	50	52	30	35	214	170	156
	不 登 校	14	17	14	19	10	5	14	12	6	47	39	25
	適 性	73	57	51	66	79	58	84	46	33	223	182	142
	育 児 ・ し つ け	0	1	1	1	0	2	0	3	0	1	4	3
	小 計	193	168	137	142	136	115	150	91	74	485	395	326
そ の 他		28	111	139	16	16	25	51	39	28	95	166	192
合 計		2,000	2,495	2,087	1,139	1,269	1,275	927	870	880	4,066	4,634	4,242

2 児童相談所別・相談種類別受付の状況

令和2年度

(単位 件、%)

児童相談所別 相談種別		中 央		都 城		延 岡		合 計	
		件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
養 護	児 童 虐 待	888	42.5	624	48.9	371	42.2	1,883	44.4
	そ の 他	159	7.6	67	5.3	41	4.7	267	6.3
	小 計	1,047	50.1	691	54.2	412	46.9	2,150	50.7
保 健		0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
障 が い	肢体不自由	8	0.4	3	0.2	4	0.5	15	0.3
	視聴覚障がい	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	言語発達障がい等	0	0.0	0	0.0	1	0.1	1	0.1
	重症心身障がい	4	0.2	1	0.1	1	0.1	6	0.1
	知的障がい	636	30.5	370	29.0	296	33.6	1,302	30.7
	発達障がい	78	3.7	42	3.3	26	3.0	146	3.4
	小 計	726	34.8	416	32.6	328	37.3	1,470	34.6
非 行	ぐ犯行為等	30	1.4	22	1.7	20	2.3	72	1.7
	触法行為等	8	0.4	6	0.5	18	2.0	32	0.8
	小 計	38	1.8	28	2.2	38	4.3	104	2.5
育 成	性 格 行 動	71	3.4	50	3.9	35	4.0	156	3.7
	不 登 校	14	0.7	5	0.4	6	0.6	25	0.6
	適 性	51	2.4	58	4.5	33	3.8	142	3.3
	育児・しつけ	1	0.1	2	0.2	0	0.0	3	0.1
	小 計	137	6.6	115	9.0	74	8.4	326	7.7
そ の 他		139	6.7	25	2.0	28	3.1	192	4.5
合 計		2,087	100.0	1,275	100.0	880	100.0	4,242	100.0

3 児童相談所別・経路別受付の状況

令和2年度

(単位 件、%)

経路別 児童相談所別	都道府県		市町村				児童福祉施設 指定医療機関			児童家庭 支援センター	認定 子ども 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び 医療機関		学校等			里 親	児童委員 (通告の仲介を含む)	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計
	福 祉 事 務 所	そ の 他	福 祉 事 務 所	児 童 委 員	保 健 セ ン タ ー	そ の 他	保 育 所	児 童 福 祉 施 設	指 定 医 療 機 関					保 健 所	医 療 機 関	幼 稚 園	学 校	教 育 委 員 会 等							
中 央	0	136	68	0	6	38	14	161	1	4	3	436	2	0	17	0	122	3	8	0	841	184	10	33	2,087
都 城	0	78	161	0	4	8	14	68	0	2	0	276	2	0	3	4	70	6	3	0	487	69	6	14	1,275
延 岡	0	51	27	0	3	20	2	35	0	0	2	197	5	0	3	0	44	0	4	1	384	80	6	16	880
合 計	0	265	256	0	13	66	30	264	1	6	5	909	9	0	23	4	236	9	15	1	1,712	333	22	63	4,242
割 合	0.0	6.2	6.0	0.0	0.3	1.6	0.7	6.2	0.1	0.1	0.1	21.4	0.2	0.0	0.5	0.1	5.6	0.2	0.4	0.1	40.4	7.9	0.5	1.4	100.0

4 児童相談所別・処理種類別処理の状況

令和2年度

(単位 件、%)

処理種類別 児童相談所別	面接指導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	・児童家庭 支援センター 指導 委託	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設			指 定 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法 第 2 7 条 第 1 項 第 4 号 に よ る 送 致	そ の 他	合 計
	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん						入 所	(法 第 2 7 条 の 3 家 庭 裁 判 所 送 致 再 掲)	通 所					
中 央	1,799	158	25	3	0	4	0	5	43	0	0	0	4	1	52	2,094
都 城	996	178	26	8	0	0	0	1	48	0	0	0	1	1	23	1,282
延 岡	765	48	16	3	0	0	0	8	31	0	0	0	0	1	13	885
合 計	3,560	384	67	14	0	4	0	14	122	0	0	0	5	3	88	4,261
割 合	83.5	9.0	1.6	0.3	0.0	0.1	0.0	0.3	2.9	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	2.1	100

注) 一つの相談対応に対して複数の処理を決定する場合があるため、処理件数は受付件数と一致しない。

5 相談種別・経路別受付の状況

令和2年度

(単位 件、%)

相談種別	経路別		市町村					児童福祉施設 指定医療機関			児童家庭 支援セン ター	認 定 こ ど も 園	警 察 等	家 庭 裁 判 所	保健所及び 医療機関		学校等			里 親	児童委員 (通告の仲介を含む)	家 族 ・ 親 戚	近 隣 ・ 知 人	児 童 本 人	そ の 他	合 計
	都道府県	福祉事務所	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保健所	児童福祉施設	指定医療機関	保健所					医療機関	幼稚園	小学校	教育委員会等								
養護	児童虐待	0	93	165	0	6	42	29	34	1	5	2	830	0	0	20	4	214	9	0	0	153	217	16	43	1,883
	その他	0	18	16	0	3	0	0	143	0	1	0	30	0	0	2	0	2	0	11	0	33	0	3	5	267
	小計	0	111	181	0	9	42	29	177	1	6	2	860	0	0	22	4	216	9	11	0	186	217	19	48	2,150
保健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	15
	視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障がい等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	重症心身障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6
	知的障がい	0	134	57	0	2	10	0	27	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	1,061	0	0	7	1,302
	発達障がい	0	0	3	0	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	135	0	0	0	146
	小計	0	134	60	0	2	11	0	34	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	1,218	0	0	7	1,470
非行	ぐ犯行為等	0	2	1	0	1	0	0	14	0	0	0	13	0	0	0	0	4	0	0	0	37	0	0	0	72
	触法行為等	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	21	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32
	小計	0	3	1	0	1	0	0	17	0	0	0	34	7	0	0	0	4	0	0	0	37	0	0	0	104
育成	性格行動	0	8	2	0	0	1	0	13	0	0	0	7	0	0	1	0	3	0	1	1	112	3	0	4	156
	不登校	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	17	0	0	0	25
	適性	0	0	6	0	1	8	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	105	0	0	0	142
	育児・しつけ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
	小計	0	10	8	0	1	9	0	34	0	0	0	7	0	0	1	0	9	0	2	1	237	3	0	4	326
その他	0	7	6	0	0	4	1	2	0	0	3	7	2	0	0	0	6	0	0	0	34	113	3	4	192	
合計	0	265	256	0	13	66	30	264	1	6	5	909	9	0	23	4	236	9	15	1	1,712	333	22	63	4,242	
割合(%)	0.0	6.2	6.0	0.0	0.3	1.6	0.7	6.2	0.1	0.1	0.1	21.4	0.2	0.0	0.5	0.1	5.6	0.2	0.4	0.1	40.4	7.9	0.5	1.4	100.0	

中央	0	136	68	0	6	38	14	161	1	4	3	436	2	0	17	0	122	3	8	0	841	184	10	33	2,087
都城	0	78	161	0	4	8	14	68	0	2	0	276	2	0	3	4	70	6	3	0	487	69	6	14	1,275
延岡	0	51	27	0	3	20	2	35	0	0	2	197	5	0	3	0	44	0	4	1	384	80	6	16	880

6 相談種別・処理種別別処理の状況

令和2年度

(単位 件、%)

相談種別	処理種別	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	児童福祉事務所送致	福祉事務所に送致	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致	その他	合計
		助言指導	継続指導	他機関あつせん							入所	送致(再掲)					
養護	児童虐待	1,459	314	48	10	0	3	0	0	59	0	0	0	1		3	1,897
	その他	144	27	7	0	0	1	0	0	43	0	0	0	4		45	271
	小計	1,603	341	55	10	0	4	0	0	102	0	0	0	5		48	2,168
保健		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
障がい	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		15	15
	視聴覚障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		1	1
	言語発達障がい等	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		7	8
	重症心身障がい	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		5	5
	知的障がい	1,276	1	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		10	1,295
	発達障がい	146	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	146
	小計	1,423	1	7	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0		38	1,470
非行	ぐ犯行為等	35	22	0	4	0	0	0	2	9	0	0	0	0	1	0	73
	触法行為等	10	7	0	0	0	0	0	12	1	0	0	0	0	2	0	32
	小計	45	29	0	4	0	0	0	14	10	0	0	0	0	3	0	105
育成	性格行動	134	13	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0		0	156
	不登校	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	25
	適性	142	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	142
	育児・しつけ	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	3
	小計	304	13	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0		0	326
その他		185	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	192
合計		3,560	384	67	14	0	4	0	14	122	0	0	0	5	3	88	4,261
割合(%)		83.5	9.0	1.6	0.3	0.0	0.1	0.0	0.3	2.9	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	2.1	100.0

中央	1,799	158	25	3	0	4	0	5	43	0	0	0	4	1	52	2,094
都城	996	178	26	8	0	0	0	1	48	0	0	0	1	1	23	1,282
延岡	765	48	16	3	0	0	0	8	31	0	0	0	0	1	13	885

いじめ(再掲)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

注) 一つの相談対応に対して複数の処理を決定する場合があるため、処理件数は受付件数と一致しない。

7 年齢別受付の状況

令和2年度

(単位 件)

相談種別 年齢別	養護		保 健	障 がい						非行		育 成				そ の 他	合 計	い じ め	児 童 売 春 等 被 害 相 談
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 が い	言 語 発 達 障 が い 等	重 症 心 身 障 が い	知 的 障 が い	発 達 障 が い	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け				
0歳	128	31	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	15	176	0	0
1歳	124	12	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	1	1	17	167	0	0
2歳	107	13	0	0	0	0	0	32	0	0	0	0	0	2	0	16	170	0	0
3歳	153	15	0	1	0	1	0	65	1	0	0	1	0	4	1	14	256	0	0
4歳	104	7	0	1	0	0	1	84	3	0	0	3	0	7	0	19	229	0	0
5歳	121	4	0	0	0	0	0	136	17	1	1	8	0	23	0	16	327	0	0
6歳	146	4	0	1	0	0	1	86	17	0	0	7	0	18	0	13	293	0	0
7歳	128	5	0	1	0	0	0	94	25	0	1	8	1	20	0	10	293	0	0
8歳	102	7	0	0	0	0	2	57	14	2	2	14	2	22	0	10	234	0	0
9歳	128	3	0	2	0	0	1	75	8	5	1	16	1	6	0	9	255	0	0
10歳	114	6	0	2	0	0	0	86	10	5	3	7	0	10	0	7	250	0	0
11歳	109	9	0	1	0	0	0	63	11	6	3	26	0	13	0	11	252	0	0
12歳	103	12	0	0	0	0	0	80	14	5	1	20	4	4	0	11	254	0	0
13歳	88	4	0	3	0	0	0	91	11	18	8	14	10	2	0	3	252	1	0
14歳	74	14	0	2	0	0	0	108	11	15	4	17	4	4	0	2	255	0	0
15歳	64	17	0	0	0	0	0	74	2	11	3	7	2	4	0	7	191	0	0
16歳	54	5	0	1	0	0	0	59	0	2	2	6	1	0	0	5	135	0	0
17歳	34	48	0	0	0	0	0	78	2	2	2	1	0	2	0	3	172	0	0
18歳以上	2	51	0	0	0	0	0	22	0	0	1	1	0	0	0	4	81	0	0
合 計	1,883	267	0	15	0	1	6	1,302	146	72	32	156	25	142	3	192	4,242	1	0
1歳6ヶ月児精神 発達精密健康 診査(再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳児精神発達 精密健康診査 (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0
特別児童扶養手当支給にかかる判定相談(再掲)																123			

8 調査・診断・心理療法・カウンセリング等の状況

令和2年度

(単位 件)

区分 対象	調査・社会診断指導	医学診断指導			心理診断指導					その他の診断指導	心理療法 カウンセリング等			
		診断・指導	医学的検査	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・観察・指導		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員
児童	11,451	88	0	74	1,119	171	279	75	2,502	0	0	2,274	842	0
児童虐待(再掲)	4,172	59	0	0	223	11	195	59	1,399	0	0	1,731	437	0
非行(再掲)	1,243	0	0	0	26	0	43	5	162	0	0	236	143	0
保護者	23,577	0	0	0	0	4	9	3	925	0	0	145	1,836	0
児童虐待(再掲)	9,596	0	0	0	0	4	9	1	260	0	0	111	1,011	0
非行(再掲)	3,355	0	0	0	0	0	0	0	55	0	0	7	316	0
その他	30,427	0	0	0	0	2	0	0	177	0	0	47	557	0
児童虐待(再掲)	21,278	0	0	0	0	0	0	0	88	0	0	21	324	0
非行(再掲)	3,852	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	1	110	0
合計	65,455	88	0	74	1,119	177	288	78	3,604	0	0	2,466	3,235	0
児童虐待(再掲)	35,046	59	0	0	223	15	204	60	1,747	0	0	1,863	1,772	0
非行(再掲)	8,450	0	0	0	26	0	43	5	236	0	0	244	569	0

9 養護相談の理由別処理の状況

令和2年度

理由別		処理別				合 計	
		面接指導	児童福祉施設入所	里親委託	その他		
家 出 (失踪を含む)	父	0	0	0	0	0	
	母	1	1	0	0	2	
	父 母	0	0	0	0	0	
	小 計	1	1	0	0	2	
死亡	父	1	0	0	0	1	
	母	0	1	0	0	1	
	父 母	0	0	0	0	0	
	そ の 他	0	0	0	0	0	
	小 計	1	1	0	0	2	
離婚	父（親権者）	0	0	0	0	0	
	母（親権者）	0	0	0	0	0	
	小 計	0	0	0	0	0	
傷病 (入院を含む)	父	10	0	0	0	10	
	母	22	3	0	0	25	
	父 母	0	0	0	0	0	
	そ の 他	0	0	0	0	0	
	小 計	32	3	0	0	35	
家庭環境	家 庭 不 和	24	0	0	0	24	
	受 刑	2	1	0	0	3	
	非 嫡 出 児	0	0	0	0	0	
	養育拒否・放任	0	0	0	0	0	
	経済的理由・就労	7	0	0	1	8	
	出 産	2	0	0	0	2	
	虐 待	1,821	59	1	16	1,897	
	(再掲)	中 央	872	13	1	5	891
		都 城	596	25	0	9	630
		延 岡	353	21	0	2	376
	(再掲)棄児	0	0	0	0	0	
そ の 他	39	11	0	6	56		
小 計	1,895	71	1	23	1,990		
その他	迷 子	0	0	0	0	0	
	そ の 他	70	26	4	39	139	
	小 計	70	26	4	39	139	
合 計		1,999	102	5	62	2,168	

注) 一つの相談対応に対して複数の処理を決定する場合があるため、処理件数は受付件数と一致しない。

「虐待」の再掲

注) この表は虐待対応件数を基準にしている。

一対応に対して複数の処理を決定する場合があるため、対応件数と処理の状況の件数とは一致しない。

① 虐待相談の相談種別・経路

区分	都道府県		市町村				児童福祉施設・指定医療機関			支援センター 児童家庭	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関	
	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関					保健所	医療機関
身体的虐待	0	23	73	0	0	19	16	15	0	2	1	150	0	0	2
性的虐待	0	7	6	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	0	0
心理的虐待	0	34	37	0	1	11	4	11	0	2	1	614	0	0	7
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	0	29	49	0	5	11	9	7	1	1	0	64	0	0	11
合計	0	93	165	0	6	42	29	34	1	5	2	830	0	0	20

区分	学校等			里親 (児童の 通告の 仲介員)	家族						親戚	近隣 知人	児童 本人	そ の 他	合 計	
	幼稚園	学 校	教育委員会等		虐待者本人			虐待者以外								
					父親	母親	その他	父親	母親	その他						
身体的虐待	1	114	3	0	0	1	16	0	7	7	5	20	51	6	15	547
性的虐待	0	6	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	27
心理的虐待	2	59	3	0	0	2	21	0	10	3	8	9	110	8	17	974
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	1	35	3	0	0	0	14	1	3	3	4	17	55	1	11	335
合計	4	214	9	0	0	3	52	1	20	14	17	46	217	16	43	1,883

② 児童虐待に関する相談対応件数

	中央	888	平成2年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
都城	624			<96.4%>	<132.4%>	<88.3%>	<180.0%>	<121.4%>	<141.6%>	<96.4%>
延岡	371		11	540	715	631	1,136	1,379	1,953	1,883
合計	1,883									

(注) 上段<>内は、対前年度比である。

(参考) 全国の虐待に関する相談処理件数

平成2年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	<120.5%>	<116.1%>	<118.7%>	<109.1%>	<119.5%>	<121.2%>	<105.8%>
1,101	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044

(注) 上段<>内は、対前年度比である。

③ 経路別相談件数

	総数	家族							親戚	隣人 知人	児童 本人	児童 委員
		虐待者本人			虐待者以外			計				
		父親	母親	その他	父親	母親	その他					
中央	888	2	25	1	11	5	9	53	15	107	7	0
都城	624	1	9	0	4	2	4	20	14	54	5	0
延岡	371	0	18	0	5	7	4	34	17	56	4	0
合計	1,883	3	52	1	20	14	17	107	46	217	16	0

警察等	都道府県		市町村			保健所	医療 機関	児童福祉施設等		学校等		その他
	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他			保育所	その他	幼稚園	その他	
403	0	42	42	5	29	0	14	13	24	0	109	25
262	0	43	103	1	6	0	3	14	11	4	73	11
165	0	8	20	0	7	0	3	2	0	0	41	14
830	0	93	165	6	42	0	20	29	35	4	223	50

④ 虐待の相談種別

	総数	保護の怠慢、拒否	身体的虐待	心理的虐待	性的虐待
中央	888	139	253	485	11
都城	624	122	195	296	11
延岡	371	74	99	193	5
合計	1,883	335	547	974	27

〔虐待の定義〕

保護の怠慢、拒否 … 食事の世話をしない、入浴させない、家に閉じこめるなど

身体的虐待 … 殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど

心理的虐待 … 言葉によるおどし、兄弟との差別的取扱い、極端な無視、児童の目前でのDVなど

性的虐待 … 子どもへの性的行為、性器や性交をみせるなど

⑤ 主たる虐待者

	総数	父		母		その他
		実父	実父以外	実母	実母以外	
中央	888	387	48	429	3	21
都城	624	283	40	273	7	21
延岡	371	138	21	201	5	6
合計	1,883	808	109	903	15	48

⑥ 被虐待児童の年齢構成

	総数	0～3歳未満	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳
中央	888	153	260	331	104	40
都城	624	134	167	220	74	29
延岡	371	72	97	133	48	21
合計	1,883	359	524	684	226	90

⑦ 親権・後見人関係

	法第28条第1項 第1号・第2号	法第28条第2項 (期間の更新)	親権停止審判 の請求	親権喪失審判 の請求	後見人選任 の請求	後見人解任 の請求
請求件数	8	1	1	0	2	0
承認件数	5	1	1	0	2	0

10 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査
並びに事後指導実施の状況

(1) 1歳6か月児

令和2年度

(単位 件)

種別		保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 が い	障 言 が 語 い 発 達	障 重 症 が 心 身	知 的 障 が い	発 達 障 が い	性 格 行 動	適 性	そ の 他	計
精密 健診	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事後 指導	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 3歳児

令和2年度

(単位 件)

種別		保 健	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 が い	障 言 が 語 い 発 達	障 重 症 が 心 身	知 的 障 が い	発 達 障 が い	性 格 行 動	適 性	そ の 他	計
精密 健診	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延岡	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3
	計	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	3
事後 指導	中央	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	延岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

11 一時保護の状況

令和2年度

(単位 人、日)

区分		平成30				平成31/令和元				令和2			
		中央	都城	延岡	計	中央	都城	延岡	計	中央	都城	延岡	計
所内保護	実人員	132	70	44	246	133	86	67	286	103	72	40	215
	延人数	2,403	1,195	844	4,442	2,440	1,572	1,087	5,099	2,084	1,431	898	4,413
委託保護	実人員	133	63	26	222	146	122	48	316	81	124	20	225
	延人数	3,238	1,565	500	5,303	4,327	3,231	1,211	8,769	2,171	3,584	584	6,339
計	実人員	265	133	70	468	279	208	115	602	184	196	60	440
	延人数	5,641	2,760	1,344	9,745	6,767	4,803	2,298	13,868	4,255	5,015	1,482	10,752
所内保護	一日平均保護人員(人)	6.6	3.3	2.3	12.2	6.7	4.3	3.0	14.0	5.7	3.9	2.5	12.1
	一人平均保護期間(日)	18.2	17.1	19.2	18.1	18.3	18.3	16.2	17.8	20.2	19.9	22.5	20.5
委託保護	一日平均保護人員(人)	8.9	4.3	1.4	14.5	11.9	8.9	3.3	24.0	5.9	9.8	1.6	17.4
	一人平均保護期間(日)	24.3	24.8	19.2	23.9	29.6	26.5	25.2	27.8	26.8	28.9	29.2	28.2

※「延人数」欄は福祉行政報告例に基づき当該年度中に対処した児童を計上している。従って、前年度中から引き続き保護する児童を含み、また、次年度にわたり保護する児童を含まないため、実数ではない。

12 一時保護児童の相談種別・処理別の状況

令和2年度

(単位 人、件)

相談種別		年齢階級別 処理別	受付					対応							継続保護 年度末
			0 5 歳	6 11 歳	12 14 歳	15 歳 以上	計	児童福祉施設入所	里親委託	他児相・他機関に移送	家庭裁判所送致	帰宅	その他	計	
養護	児童虐待	16	100	182	55	23	360	65	3	5	0	231	61	365	17
	その他	1	6	15	2	1	24	2	1	0	0	20	2	25	0
障がい		0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	2	0	2	0
非行		1	0	5	8	6	19	8	0	0	0	8	4	20	0
育成		1	0	2	6	6	14	9	0	0	0	4	2	15	0
保健・その他		0	0	0	0	2	2	2	0	0	0	0	0	2	0
合計		19	106	204	73	38	421	86	4	5	0	265	69	429	17

内 訳	中央	8	49	73	32	22	176	30	1	3	0	127	20	181	3
	都城	11	47	102	28	8	185	28	2	0	0	110	48	188	8
	延岡	0	10	29	13	8	60	28	1	2	0	28	1	60	6

13 里親の状況

令和2年度

区分	里親		認定及び登録里親数	児童が委託されている里親数
	児童相談所別			
前年度末現在	中	央	71	18
	都	城	34	10
	延	岡	26	11
	計		131	39
新規	中	央	7	4
	都	城	5	2
	延	岡	3	0
	計		15	6
取消	中	央	4	4
	都	城	6	3
	延	岡	1	4
	計		11	11
年度末現在	中	央	74	18
	都	城	33	9
	延	岡	28	7
	計		135	34

14 里親委託並びに措置解除・変更の状況

令和2年度

(単位 人)

区分	児童相談所別	中央	都城	延岡	計
		措置変更又は新規又は委託された児童数	児童福祉施設から	3	1
	家庭から	1	1	0	2
	その他	1	0	0	1
	計	5	2	0	7

措置解除又は変更された児童数	解除	保護の必要がなくなり帰宅	2	0	0	2
		養子縁組	0	1	0	1
		満年	2	1	0	3
		就職	2	0	1	3
		その他	0	0	1	1
		計	6	2	2	10
	変更	児童福祉施設に入所	0	4	1	5
		他の里親に委託	0	0	0	0
		その他	1	0	0	1
		計	1	4	1	6

年度末現在委託児童数	19	10	7	36
------------	----	----	---	----

15 市町村別相談受付件数

令和2年度

(単位：件)

児童相談所別	相談種別	養護		保 健	障 害					非 行		育 成				そ の 他	合 計		
		児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 が い	言 語 発 達 障 が い 等	重 症 心 身 障 が い	知 的 障 が い	発 達 障 が い	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性			育 児 ・ し つ け	
																			市町村別
中央児童相談所	宮崎市	617	86	0	5	0	0	2	443	43	16	5	50	13	30	1	115	1,426	
	日南市	57	6	0	0	0	0	0	46	3	2	2	5	1	3	0	1	126	
	西都市	18	5	0	0	0	0	0	29	4	0	0	0	0	1	0	6	63	
	東諸 島郡	国富町	44	1	0	0	0	0	1	19	5	2	0	0	0	1	0	0	73
		綾町	11	0	0	1	0	0	0	11	3	1	0	0	0	0	0	1	28
	児 湯 郡	高鍋町	44	1	0	0	0	0	0	28	4	0	0	0	0	0	0	2	79
		新富町	22	1	0	1	0	0	0	17	1	0	0	2	0	1	0	9	54
		西米良村	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
		木城町	6	0	0	0	0	0	0	9	1	0	0	1	0	2	0	0	19
		川南町	17	1	0	1	0	0	0	12	9	0	0	2	0	0	0	0	42
	都農町	25	1	0	0	0	0	1	8	2	3	0	0	0	3	0	0	43	
	施設・里親	8	45	0	0	0	0	0	10	4	6	1	11	0	10	0	0	95	
	管外(県内)	3	5	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
小計	877	152	0	8	0	0	4	634	79	30	8	71	14	51	1	134	2,063		
都城児童相談所	都城市	395	27	0	1	0	0	0	225	26	14	3	37	3	31	2	11	775	
	小林市	89	5	0	1	0	0	1	62	2	2	0	2	0	5	0	3	172	
	串間市	20	5	0	1	0	0	0	16	1	2	0	0	0	0	0	0	45	
	えびの市	39	0	0	0	0	0	0	19	7	1	0	1	0	9	0	0	76	
	北諸島郡 三股町	47	8	0	0	0	0	0	22	2	1	1	5	1	7	0	6	100	
	西諸島郡 高原町	14	1	0	0	0	0	0	13	0	0	0	2	1	3	0	3	37	
	施設・里親	5	18	0	0	0	0	0	13	4	2	2	2	0	3	0	0	49	
	管外	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	9	
小計	614	66	0	3	0	0	1	370	42	22	6	49	5	58	2	25	1,263		
延岡児童相談所	延岡市	216	23	0	3	0	1	0	148	14	5	10	18	5	17	0	20	480	
	日向市	111	8	0	1	0	0	1	82	7	9	5	8	1	7	0	7	247	
	東白 杵郡	門川町	31	0	0	0	0	0	0	30	1	0	2	3	0	3	0	1	71
		美郷町	5	0	0	0	0	0	0	8	0	0	1	0	0	0	0	0	14
		諸塚村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		椎葉村	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	西白 杵郡	高千穂町	5	0	0	0	0	0	0	11	2	0	0	1	0	1	0	0	20
		日之影町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	2
		五ヶ瀬町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	施設・里親	0	8	0	0	0	0	0	8	1	5	0	2	0	5	0	0	29	
管外	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	6		
小計	370	39	0	4	0	1	1	296	26	20	18	32	6	33	0	28	874		
県外	20	10	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	0	0	0	5	40		
不明	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
合計	1,883	267	0	15	0	1	6	1,301	147	72	32	156	25	142	3	192	4,242		

注) 「施設・里親」欄は、施設に入所している児童に関し、新たに相談を受け付けたものについて計上している。

第 5 章

知的障がい児（者）の相談

知的障がい児（者）の福祉

「児童相談所」は 18 歳未満の知的障がい児について必要な心理学的、医学的判定を行い、障がい児入所施設利用等に係る相談等に応じている。

「福祉こどもセンター」は、知的障がい者（18 歳以上）に関する諸問題について、本人あるいは家族等からの相談に応じ、心理学的及び医学的判定等を行うとともに必要な助言を行っている。

知的障がい児（者）は、社会生活への適応などに障がいがあることで、経済的・社会的に不利な立場におかれがちである。これらの知的障がい児（者）の福祉の向上を図るため、施設における保護や支援、在宅生活に対する支援と、同時に経済的保障などの諸施策が講じられている。

平成 15 年 4 月 1 日から知的障がい児（者）等の一部の福祉サービスの利用については、行政主体であった「措置制度」から利用者本位の「支援費制度」に移行し、知的障がい児（者）に関する事務の一部が都道府県から市町村に移され、さらに、より一層の福祉サービスの充実を図るために、平成 18 年 4 月 1 日から障害者自立支援法が施行され、障がい者に関するサービス体系は大きく変化した。

これに伴い、平成 18 年 10 月からは、知的障害児施設や通園施設等への入所に関しても「措置制度」から申請に伴う「契約方式」に移行した。同時に、知的障がい児（者）の相談及び指導については、市町村が一義的な窓口として、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関とのより一層の連携により実施されることとなった。

平成 24 年 4 月には、児童福祉法の改正により知的障害児施設が福祉型障害児入所施設に移行した。

平成 25 年 4 月からは、「障害者総合支援法」が施行されており、障がいの範囲の見直しや、障がいの多様な特性に応じた支援区分の創設など、障がい児（者）の社会生活・日常生活の支援が総合的・計画的に行われるよう様々な施策が講じられている。

1 知的障がい児（者）に関する相談の管轄区域

中央福祉こどもセンター （中央児童相談所併設）	宮崎市、日南市、西都市、東諸県郡、児湯郡
南部福祉こどもセンター （都城児童相談所併設）	都城市、小林市、串間市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡
北部福祉こどもセンター （延岡児童相談所併設）	延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡

2 業務実績

(1) 過去5年間の知的障がい者の相談状況

(単位 件)

区分		年度				
		28	29	30	令和元	令和2
取扱実人員		926	860	838	896	874
相談内容	施設入所	0	0	0	0	0
	職親委託	0	0	0	0	0
	職業	51	52	57	77	51
	医療保健	137	315	303	282	247
	生活	594	411	517	609	586
	教育	0	0	0	0	0
	療育手帳	587	565	530	635	618
	その他	182	120	130	131	99
	計	1,551	1,463	1,537	1,734	1,601
判定内容	医学的判定	64	63	39	44	43
	心理判定	565	548	506	580	558
	その他の判定	0	0	0	0	0
	計	629	611	545	624	601
判定書等交付件数		898	804	804	818	803

(2)療育手帳について

療育手帳は知的障がい児(者)に対して、一貫した相談指導を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするため、知的障がい児(者)に手帳を交付し、知的障がい児(者)の福祉増進に資することを目的として、昭和48年から発足したもので、手帳は児童相談所又は福祉こどもセンター(旧:知的障害者更生相談所)において、知的障がいと判断された者に交付することになっている。

手帳の表示と障がいの程度

療育手帳	A	重度知的障がい	IQおおむね35以下
	B-1	中度知的障がい	IQおおむね36～50
	B-2	軽度知的障がい	IQおおむね51～70以下

なお、知的障がい児(者)に対する主な援助措置としては、別表(33～34ページ)のとおり整備されており、これらの援助措置を受ける場合、療育手帳の提示によって資格の確認が行われる。

療育手帳判定状況(令和2年度)

(単位 件)

区 分		1 8 歳 未 満	1 8 歳 以 上	計
新 規	中 央	217	40	257
	都 城	88	30	118
	延 岡	61	8	69
	小 計	366	78	444
再 判 定	中 央	235	214	449
	都 城	148	120	268
	延 岡	141	146	287
	小 計	524	480	1,004
計		890	558	1,448

(3)療育手帳交付状況

① 療育手帳所持者の状況(市町村別)

(令和3年3月31日現在)

		A			B-1			B-2			合 計		
		18才未満	18才以上	小計	18才未満	18才以上	小計	18才未満	18才以上	小計	18才未満	18才以上	小計
宮崎東諸県	宮崎 市	295	1,267	1,562	161	825	986	470	681	1,151	926	2,773	3,699
	国富 町	9	100	109	5	76	81	26	38	64	40	214	254
	綾 町	5	23	28	3	20	23	8	15	23	16	58	74
	計	309	1,390	1,699	169	921	1,090	504	734	1,238	982	3,045	4,027
日南串間	日南 市	44	234	278	22	204	226	64	160	224	130	598	728
	串間 市	16	134	150	6	86	92	25	45	70	47	265	312
	計	60	368	428	28	290	318	89	205	294	177	863	1,040
都城北諸	都 城 市	116	666	782	90	482	572	215	321	536	421	1,469	1,890
	三股 町	15	104	119	10	60	70	32	41	73	57	205	262
	計	131	770	901	100	542	642	247	362	609	478	1,674	2,152
西諸県	小 林 市	22	220	242	20	165	185	62	138	200	104	523	627
	えびの市	9	91	100	10	65	75	25	38	63	44	194	238
	高 原 町	2	71	73	4	54	58	8	12	20	14	137	151
	計	33	382	415	34	284	318	95	188	283	162	854	1,016
西都児湯	西 都 市	25	133	158	7	93	100	35	53	88	67	279	346
	高 鍋 町	11	81	92	8	55	63	33	64	97	52	200	252
	新 富 町	9	83	92	7	44	51	21	45	66	37	172	209
	西米良村	0	5	5	0	5	5	0	7	7	0	17	17
	木 城 町	5	21	26	2	13	15	8	15	23	15	49	64
	川 南 町	5	61	66	7	68	75	20	40	60	32	169	201
	都 農 町	1	49	50	2	35	37	8	38	46	11	122	133
	計	56	433	489	33	313	346	125	262	387	214	1,008	1,222
日向入郷	日 向 市	31	222	253	22	194	216	61	178	239	114	594	708
	門 川 町	11	61	72	11	79	90	23	57	80	45	197	242
	美 郷 町	0	26	26	1	35	36	4	22	26	5	83	88
	諸 塚 村	2	14	16	0	6	6	1	12	13	3	32	35
	椎 葉 村	1	16	17	0	13	13	3	8	11	4	37	41
	計	45	339	384	34	327	361	92	277	369	171	943	1,114
宮崎県北部	延 岡 市	52	438	490	51	390	441	102	250	352	205	1,078	1,283
	高千穂町	0	68	68	3	50	53	11	42	53	14	160	174
	日之影町	4	25	29	1	20	21	1	7	8	6	52	58
	五ヶ瀬町	0	24	24	0	15	15	2	10	12	2	49	51
	計	56	555	611	55	475	530	116	309	425	227	1,339	1,566
合 計	690	4,237	4,927	453	3,152	3,605	1,268	2,337	3,605	2,411	9,726	12,137	

療育手帳所持者に対する援助措置 (令和3年4月1日現在)

知的障がい児(者)に対する援助措置は、以下のとおりです。詳細は、手続き先にお問い合わせください。

名 称	対象	制 度 の あ ら ま し			手 続 き 先	
特別児童扶養手当	A	1級 月額52,500円	20歳未満の支給要件に該当する障がい児を家庭で監護、養育している保護者を対象として、認定が行われる。		町村役場の福祉課 又は 市福祉事務所	
	(B-1)	・(1級月額52,500円) ・(2級月額34,970円) ・(非該当)	1級:日常生活において常に他人の介助、保護を受けなければほとんど自己の用を弁ずることができない程度 2級:他人の助けをかりる必要はないが、日常生活は極めて困難であるもの 所得制限等あり。 B-1は障がいの認定審査が行われ、非該当の場合もあり。			
障害児福祉手当	在宅重度障がい児	20歳未満 月額14,880円	日常生活において常時の介護を要する児(者)に対して支給される手当である。所得制限あり。		同 上	
特別障害者手当	在宅重度障がい者	20歳以上 月額27,350円	著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を要する者に対して支給される手当である。所得制限あり。			
障害基礎年金	国民年金法による1・2級	1級 月額81,343円 2級 月額65,075円	国民年金法による無拠出制の年金で重度、中度の20歳以上の者で、本人に支給される。所得制限あり。 施設入所中も受給できる。		年金事務所	
重度心身障がい児(者)医療費公費負担制度	A 身障手帳3級かつB1	自己負担額	重度の心身障がい児(者)が医療機関で診療を受けた場合、窓口で被保険者証とともに重度心身障害者医療費受給資格者証を提示することにより、受給資格者証に記載された自己負担額を支払うことで医療サービスを受けることができる。自己負担額は市町村により異なる。		町村役場の福祉課 又は 市福祉事務所	
国税(所得税)の控除	A	同居の場合	扶養控除額 38万円	障害者控除額 75万円	計 113万円	勤 務 先 又は 税 務 署
		同居でない場合	38万円	40万円	78万円	
		B-1、B-2	38万円	27万円	65万円	
地方税(住民税)の控除	A	同居の場合	扶養控除額 33万円	障害者控除額 53万円	計 86万円	勤 務 先 又は 市町村役場税務課
		同居でない場合	33万円	30万円	63万円	
		B-1、B-2	33万円	26万円	59万円	
相続税の控除	A B-1 B-2	知的障がい児(者)が相続した場合は、その人が満85歳になるまでの年数1年につき10万円で計算した額。重度の場合は一年につき20万円が税額から控除される。			税 務 署	
贈与税の減免	A	重度の知的障がい者(児)に対する贈与税は、一定条件のもと信託銀行に信託する場合は6,000万円までは課税されない。			同 上	
自動車税(軽自動車税)種別割、自動車税(軽自動車税)環境性能割の減免	A B-1 B-2	知的障がい児(者)のために生計を同一にする人が使用する自動車(療育手帳B-1及びB-2の児童生徒については、特別支援学校への通学に自動車の使用が必要不可欠の場合に限る)で、一定の要件を満たす場合には、申請により一人1台に限り自動車税(軽自動車税)種別割・自動車税(軽自動車税)環境性能割が一定の上限まで減免となる。ただし、専ら障がい児(者)のために自動車を使用している場合に限る。			福祉こどもセンター 又は 県 税 事 務 所 (軽自動車税種別割は市町村役場税務課)	
NHK受信料の免除	A 住民税非課税のB1・B2	知的障がい児(者)のいる世帯で市町村民税非課税の場合は、受信料が全額免除、重度の知的障がい者が世帯主の場合、半額免除になる。			町村役場の福祉課 又は 市 福 祉 事 務 所	
心身障害者扶養共済制度	A B-1 B-2	知的障がい児(者)の65歳未満の保護者で、県の区域内に住所を有し、特別の疾病又は障がいのない人であれば加入できる。加入上限は2口である。加入者が死亡又は重度障がい者となった場合、その扶養する障がい児(者)に1口あたり月額2万円の年金が支給される。掛け金は加入者の年齢に応じて、月額9,300円~23,300円。中途脱退による掛金の払戻しはない。			県障がい福祉課 又は 町村役場の福祉課 市 福 祉 事 務 所	

名 称	対象	制 度 の あ ら ま し	手 続 き 先
職場適応訓練制度	A B-1 B-2	業務や作業環境に適応することにより就職を容易にするため6ヶ月間(重度の知的障がい者は1年間)宮崎県知事が委託した事業所で訓練を受けることができる。	公共職業安定所
宮崎交通バス割引制度	A B-1 B-2	重度の知的障がい児(者)が、介護者と一緒に乗車する場合、運賃が5割引となる。中度または軽度の知的障がい児(者)が乗車する場合は、本人のみ運賃が5割引となる。中度または軽度の知的障がい児(者)が、特別支援学校等の通学において介護者とともに乗車する場合は、運賃が5割引となる。 *介護者は、介護付シールが添付されているものに限る。	宮交バスの車中で療育手帳を提示 介護付シールは市町村役場
JR等の鉄道運賃割引制度	A B-1 B-2	重度の知的障がい児(者)が、介護者と一緒に乗車する場合、普通乗車券、急行券、定期券及び回数券が介護者とも5割引で購入できる。 知的障がい児(者)が、単独で利用する場合には、101km以上乗車する場合に、普通乗車券が5割引で購入できる。 重度の知的障がい者及び12歳未満の知的障がい者が定期乗車券を購入する場合、介護者が同伴されることを条件に、距離に関係なく、本人と介護者の通勤定期乗車券が5割引となる。(小児定期乗車券については適用なし)	駅の窓口(各代理店)
航空旅客運賃の割引制度	A B-1 B-2	療育手帳所持者と一部の介護者は、普通大人片道運賃の身体障がい者割引運賃が適用される。身体障がい者割引運賃は、各航空運送事業者が設定するものであり、航空運送業者または路線によって異なる。	空港の窓口(各代理店)
タクシー料金の割引制度	A B-1 B-2	料金が1割引となる。 (個人タクシーについては、適用がない場合がある。)	乗車に際し、療育手帳を提示
フェリー運賃の割引制度	A B-1 B-2	重度の知的障がい児(者)及びその介護者がフェリーを利用する時は、それぞれ運賃が5割引となる。中度または軽度の知的障がい者が利用する場合、2等旅客運賃が5割引となる。ただし、会社により基準が異なる。	港の窓口(各営業所窓口)
障がい者等用駐車場(おもいやり駐車場)利用証制度	A (歩行が困難な方等)	身体障がい者用駐車場等を適正に利用いただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の利用証を交付し、本当に必要な方のための駐車スペースの確保を図る制度。	福祉子どもセンター 又は 県障がい福祉課、 市町村福祉担当窓口ほか
駐車禁止除外指定車標章交付	A	重度知的障がい児(者)を乗せて使用する車両で申請をした場合は、駐車禁止の規制対象から除外される。車等を変更した場合、再度申請を行い、許可を受ける必要がある。	管轄警察署交通課
有料道路の通行料金割引	A	重度の知的障がい児(者)が乗車し、介護者が運転する場合には、療育手帳(福祉事務所等が当制度の対象者であるという旨の押印をし、自動車登録番号、割引有効期限等を記載したもの)を提示すると、通行料金が約5割引となる。	町村役場の福祉課 又は 市福祉事務所
携帯電話料金の障がい者割引	A B-1 B-2	携帯電話会社によっては、障がい者手帳等所持者を対象に、基本料金・通話料等が割引になる。割引率等は各社で異なる。	携帯電話会社 携帯電話販売店

その他、障害者総合支援法における障害福祉サービス等が利用できます。(ホームヘルパー、短期入所事業等)また、市町村独自のサービスもありますので、詳細はお住まいの市町村福祉課窓口へお問い合わせください。

